

## 発明報奨金等の届出書

国立大学法人九州工業大学長 殿

氏名 \_\_\_\_\_ ④

九州工業大学から私に今後支払われる報奨金等については、下記の口座に振り込み願います。  
 なお、大学への変更の届出を怠り、大学からの連絡ができず、報奨金等の受領ができなくなった  
 場合にあっては異議の申し立てはいたしません。

記

### 1. 住所等に関する届出

届出時の 住所等	ふりがな 氏 名	(男・女)	生年月日 年 月 日	
	所属・役職名 学 年 等	(学生番号: _____)		
	連絡先	〒 住所	電話: _____	e-mail: _____
自宅・実家 等の住所	ふりがな 氏 名			
	連絡先	〒 住所	電話: _____	
※上記いずれも連絡がつかなかった場合に希望する連絡先				
	ふりがな 氏 名		続 柄	
	連 絡 先	〒 住所	電話: _____	

### 2. 口座に関する届出(本人名義の国内銀行口座を記入して下さい。)

(注:外国人の方は登録氏名等を確認するため通帳表面の(写)を添付して下さい。)

報奨金等の 振込先	金融機関の 名 称	銀行			支店			
		金融機関コード	銀 行 コード			店 舗コード		
	振込口座	預金口座の種類	口座番号					
		普通						
	フリガナ 口座名義							

注:①記入いただいた個人情報は、報奨金等の支払時に必要となった場合の連絡業務にのみ利用いたします。

②届出口座については本学に籍を有しなくなった場合も引き続き使用しますので注意してください。

③内容に変更が生じた場合は大学(研究協力課産学連携係)へ必ず届出てください(必須)。

※知的財産部門等記入欄 (発明届出番号、契約情報等)	
-------------------------------	--

区分 職員等 ・ 学生 ・ 学外者	処理権限欄
----------------------	-------

<連絡先> 〒804-8550  
 福岡県北九州市戸畑区仙水町1番1号  
 国立大学法人九州工業大学 研究協力課産学連携係  
 TEL: 093-884-3017  
 E-Mail: ken-sangaku@jimu.kyutech.ac.jp

## 〈参考〉 ※発明報奨金等の関係規則

### 1. 九州工業大学職務発明取扱規程(抜粋)

(略)

(特許補償)

- 第12条 学長は、産業財産権の実施、実施許諾又は譲渡等の活用により、本学が収入を得たとき、別表第1に定める特許補償基準により発明者に対して補償金を支払うものとする。
- 2 前項の場合において、発明者が複数いる場合の発明者間の配分率は、届出書に記された発明への貢献率によるものとする。

別表第1 (第12条関係)

特許補償基準

本学の収入額 (注1②)	発明者+研究室への配分 (注3)	大学への配分
1,000万円以下の金額 (注2)	70%	30%
1,000万円を超える金額 (注2)	50%	50%

(注1)②特許補償基準については、①の控除額及び技術移転成功報酬を控除した額とする。

(注2)収入が一時金であっても、ランニングであっても、その形態を問わず、累計額が1,000万円迄は、(発明者+研究室):大学の配分率を70:30とし、1,000万円を超えたときから超過分につき配分率を50:50とする。

(注3)発明者+研究室への配分の中からの研究室への配分は、発明者が(発明者が2人以上いる場合は一致して)決定し、特許出願時に本学と契約するものとするが、発明者と研究室の配分のいずれかが80%を超えないことを原則とし、80:20, 50:50, 又は20:80が推奨される。

なお、発明者が研究室に在籍しなくなった場合は、契約当初の研究室への配分も含めて当該発明者に配分するものとする。

(略)

(職員等以外の取り扱い)

- 第15条 この規程は、別途契約がある場合又はその他の理由により必要と認められる場合は、職員等以外の者にも準用できるものとする。

- 2 職務発明に関し、この規程が定める権利及び義務は、職員等が退職等により本学に在籍しなくなった後も有効とし、死亡した場合は相続人は権利を承継することができるものとする。

(発明等の創出と普及の支援)

- 第16条 学長は、研究意欲の向上や発明等の促進に必要な措置を講じるとともに、職員等の行った発明等については、その知的財産権の確立や成果の普及を支援するものとする。

- 2 特許を出願したときは、学長は、次の各号に掲げる発明者に対して出願奨励金を支給することができる。

(1) 職員等

(2) 学生

(3) 第3条第2項により産業財産権を本学に帰属させる場合における職員等以外の者

- 3 出願奨励金の金額等は、別表第3に定める出願奨励基準によるものとする。

- 4 一つの出願に発明者が複数いる場合における発明者間の出願奨励金の配分率は、届出書に記された発明への貢献率及び本学の持分によるものとする。ただし、支給金額が千円未満となる場合は、出願奨励金を支給しない。

- 5 出願奨励金については、第15条第2項の規定にかかわらず、職員等が死亡した場合であっても、相続人は権利を承継することはできないものとする。

(略)

### 2. 九州工業大学発明報奨金等支払細則(抜粋)

(略)

(報奨金等の支払手続き)

- 第2条 報奨金等の支払い手続きについては、次の各号によるものとする。

(1) 報奨金等請求権者(以下「権利者」という。)は、発明届等を提出するとき、別に定める様式により、住所、日本国内の振込先口座等を大学に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事情により、日本国内に振込先の口座を開設又は維持することができないときは、その旨を大学に申し出の上、大学からの指示に従うものとする。

(2) 権利者は、前項の届出事項を変更する場合は、直ちにその旨を大学へ届け出なければならない。

(承継人に対する補償)

- 第3条 権利者の死亡により報奨金等の支払を受ける権利を承継した者は、戸籍謄本、遺産分割協議書の写しその他承継を証明する書類及び別に定める様式により、当該権利を承継したことを大学へ届け出るものとする。

- 2 前項の届出については第2条の手続きを準用するものとする。

(報奨金等の辞退等)

- 第4条 権利者は、報奨金等の受取りを辞退する場合には、その旨を大学へ届け出るものとする。

- 2 権利者は、受取りを辞退した報奨金等を指定する研究室等へ分配することを希望する場合は、その旨を大学へ届け出るものとする。

(支払いの留保等)

- 第5条 大学は、大学の責に帰すべからざる理由により、権利者の指定した振込先口座に報奨金等を振り込めないときは、当該報奨金等の支払を留保する。ただし、当該報償金の消滅時効の完成前に、権利者からの請求により当該報償金等の支払いが可能となったときは、大学は、消滅時効の完成前のものに限り、支払を留保した報奨金等を支払うものとする。この場合において、大学は当該報奨金等の支払不能により生じる利息、遅延損害金その他当該報奨金等の元本以外の金銭を支払わないものとする。

(略)

<H23.8.1 現在>

※記入例

漏れのないように記入して下さい。

年 月 日 ㊞

発明報奨金等の届出書

※複写様式は二枚目も押印

国立大学法人九州工業大学長 殿

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

九州工業大学から私に今後支払われる報奨金等については、下記の口座に振り込み願います。  
 なお、大学への変更の届出を怠り、大学からの連絡ができず、報奨金等の受領ができなくなった  
 場合にあっても異議の申し立てはいたしません。

記

1. 住所等に関する届出

届出時の住所等	ふりがな氏名	こうだい たろう 工大 太郎 (男・女)	生年月日	1983年 7月22日
	所属・役職名 学年等	九州工業大学大学院 (学生番号: ××××××××)		
	連絡先	〒 住所 北九州市戸畑区〇〇〇-〇-〇〇	電話:	e-mail:

自宅・実家等の住所	ふりがな氏名	〒 住所	電話:
	連絡先	(同上)	

上記がアパート等借家の場合  
 自宅等の住所を記入してください。  
 ※届出時の住所等と同じ場合は  
 (同上)で可。

※上記いずれも連絡がつかなかった場合に希望する連絡先

ふりがな氏名	こうだい いちろう 工大 一郎	続柄	父
連絡先	〒×××-×××× 住所 福岡市城南区〇〇〇-〇-〇〇	電話:	×××-××-××××

本人以外の連絡先(親族等)・続柄を  
 必ず記入してください。  
 自宅等と同じ場合は(同上)で可。

2. 口座に関する届出(本人名義の国内銀行口座を記入して下さい。)

(注: 外国人の方は登録氏名等を確認するため通帳表面の(写)を添付して下さい。)

報奨金等の振込先	金融機関の名称	〇〇〇〇 銀行	〇〇 支店	
		金融機関コード	銀行コード 店舗コード	
	振込口座	預金口座の種類	口座番号	
		普通		
フリガナ 口座名義				

注: ①記入いただいた個人情報は、報奨金等の支払時に必要となった場合の連絡業務にのみ利用いたします。

②届出口座については本学に籍を有しなくなった場合も引き続き使用しますので注意してください。

③内容に変更が生じた場合は大学(研究協力課産学連携係)へ必ず届出てください(必須)。

※知的財産部門等記入欄 (発明届出番号、契約情報等)	
-------------------------------	--

区分
職員等 ・ 学生 ・ 学外者

処理確認欄
-------

<連絡先> 〒804-8550  
 福岡県北九州市戸畑区仙水町1番1号  
 国立大学法人九州工業大学 研究協力課産学連携係  
 Tel: 093-884-3017  
 E-Mail: ken-sangaku@jimu.kyutech.ac.jp